別紙様式第十六号の十四に次のように加える。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の十五記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２．登録申請書の第２面以降に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第十六号の十七目次記載上の注意２中「記載すること」の次に「。第211条の36第１項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十六号の十七第一の２の次に次のように加える。

（記載上の注意）

第211条の36第１項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の十七第一の３記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（(3)を除く。）。

２　第211条の36第１項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の十八目次記載上の注意２中「記載すること」の次に「。法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十六号の十八第一の６記載上の注意１中「２、７及び８」を「３、８及び９」に改める。同様式記載上の注意中８を９とし、２から７までを３から８までとし、１の次に次のように加える。

２　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号の十九目次記載上の注意２中「記載すること」の次に「。法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十六号の二十目次記載上の注意２中「記載すること」の次に「。法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十六号の二十一提出上の注意を次のように改める。

（提出上の注意）

１．法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２．添付書類２～４の書類は、申請する変更内容に応じて添付すること。

別紙様式第十六号の二十四目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。法第272条の36第１項の承認申請書又は法第272条の42第２項第８号の規定及び第211条の86第２項第３号、第３号の２、第３号の３若しくは第３号の４の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第十六号の二十五目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。法第272条の36第１項の承認申請書又は法第272条の42第２項第８号の規定及び第211条の86第２項第３号、第３号の２、第３号の３若しくは第３号の４の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第二十八号目次中記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　法第308条の３第１項の指定申請書又は法第308条の18第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第二十八号５記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第308条の３第１項の指定申請書又は法第308条の18第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。